

2024年8月1日  
株式会社みずほ銀行

**興業債券・みずほ銀行債券・みずほコーポレート銀行債券  
の元利金支払い終了について**

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦）は、日本興業銀行、みずほ銀行、およびみずほコーポレート銀行にて発行しました金融債（以下「ワリコー、リッキー一等」）のすべての元金と利子（以下「元利金」）の支払に関する消滅時効が完成していることから、元利金の支払いを2026年8月31日までといたします。なお、本件は民法第152条（承認による時効の更新）に定める権利の承認を行うものではありません。

ワリコー、リッキー等の現物債を保有されているお客さまは、2026年8月31日までにみずほ銀行の店舗にて元利金の受け取りをお願いいたします。詳細については、以下のリンクよりご確認ください。

興業債券・みずほ銀行債券・みずほコーポレート銀行債券の元利金お支払い終了のお知らせ

[https://www.mizuhobank.co.jp/service\\_info/kinyusai/info\\_oshirase2.html](https://www.mizuhobank.co.jp/service_info/kinyusai/info_oshirase2.html)

以 上